

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2582号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

全国町村長大会ひらく

全国町村長大会は、11月29日、東京・渋谷のNHKホールで、全国から参集した町村長と町村関係者等約2,000名が出席して開催された。

今回の大会は、特に重要な案件である地方分権改革の推進と町村財政基盤の強化に重きをおき、「地方分権改革推進法案の速やかな成立」「地方税、地方交付税等の一般財源の総額確保」「地方交付税の機能堅持と新型交付税導入にあたっての町村に対する適切な配慮」などを緊急重点決議として掲げた。大会終了後には、決議事項実現のため、地元選出の国会議員を中心に要請活動を展開した。

また、参加者全員に「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」と題する提言書を配付し、農山村の果たす役割とかけがえのない価値について全国町村会の主張をPRした。

全国町村長大会特集号 目次

● 「活力と個性溢れる町村の実現を目指して」全国町村長大会を開催3

● 全国町村会長あいさつ

全国町村会長 **山本文男** 課題を克服し町村自治の可能性を拓く4

● 来賓あいさつ

内閣総理大臣 **安倍晋三** 「美しい国」づくりに向けて邁進を6

衆議院議長 **河野洋平** 行財政改革で健全な自治体運営を8

参議院副議長 **角田義一** 地方の意向を尊重した分権改革を9

総務大臣代理 総務副大臣 **大野松茂** 「強い地方」をつくるための取組みを10

全国町村議会議長会会長 **川股博** 結束を強め町村の諸課題に対応11

● 大会来賓氏名12

● 宣言 = 魚津副会長14

● 決議 = 川田行政部会長・佐々木財政副部会長・藤原経済農林部会長16

● 緊急重点決議 = 本田副会長17

● 司会者・議長団の各役員18

● 閉会あいさつ = 青木副会長18

● 全国町村長大会要望19

XX

〔活動〕 地方分権改革推進全国大会を開催 = 地方六団体・地方分権推進連盟37

〔活動〕 提言書「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」を刊行40

活力と個性溢れる町村の実現を目指して

全国町村長大会は、11月29日、正午から東京・渋谷のNHKホールで全国1、038の町村長と都道府県町村会関係者及び安倍晋三内閣総理大臣、河野洋平衆議院議長、角田義一参議院副議長、総務大臣代理・大野松茂総務副大臣など、関係者約2、000人が出席して開催された。

大会は、菅野典雄（福島県飯館村

長）、山田五良（和歌山県みなべ町長）、前田 穰（宮崎県綾町長）各氏の司会で進められ、はじめに山本文男会長（福岡県添田町長）があいさつに立ち、「私たちはさまざまな行政課題を克服し、新たな分権時代に向けて町村自治の可能性を切り拓いていかなければならない。」と全国から参集した町村長に呼びかけた。

続いて大会の意義を明らかにする

ため、魚津龍一副

会長（富山県朝日町長）が「我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとし、住民一人ひとりが誇りと愛着の持てる活力と個性溢れる町村の実現に向けて邁進することを誓う。」と宣言を朗読、満場の拍手で採択、決定された。

この後、来賓あいさつに移り、安倍内閣総理大臣は「地方の活力なくして、日本の活力はない。地域に暮

らす住民が未来に希望の持てる「美しい国」づくりに向けて邁進していきたい。」と述べた。ここで山本会長から「地方のことを真剣に考えていただいている安倍内閣総理大臣の強力なリーダーシップに期待して万歳を三唱したい」旨の提案があり、山本会長の発声で万歳を三唱した。

続いて河野衆議院議長、角田参議院副議長、大野総務副大臣、川股全国町村議会議長会長がそれぞれあいさつ。また臨席した衆参両院の国

議員243名（代理を含む）を来賓に迎え、本人出席者を紹介した。ここで大会議長団に小野俊逸（青森県中泊町長）、針ヶ谷昭夫（群馬県板倉町長）、岡井康徳（奈良県河合町長）、上利禮昭（山口県秋芳町長）、藤井 賢（香川県綾川町長）の5氏を選出し、議事に入った。

議案について、町村行財政をめぐる諸問題のうち、大会運営委員会が決定した「地方分権改革の集中的かつ一体的な推進を期する」など9項目の決議案を付議、川田弘二行政部会長（茨城県阿見町長）、佐々木清蔵財政副部会長（広島県安芸太田町長）、藤原忠彦経済農林部会長（長野県川上村長）が朗読し、採択された。

引き続き、特に重要な案件である

真の分権改革推進のための「地方分権改革推進法案の速やかな成立」をはじめ、「地方税、地方交付税等の一般財源の総額確保」、「地方交付税の機能堅持と新型交付税導入にあたるための町村に対する適切な配慮」などの緊急重点決議案を付議し、本田恭一副会長（島根県斐川町長）が朗読、これも満場一致で採択された。さらに41項目の大会要望も一括採択された。

これらの決議、要望を実現するための実行運動方法については、各都道府県ごとに地元選出国會議員、政府要路に対し、適宜、有効な方法により行うことを決定した。

最後に青木國太郎副会長（東京都日の出町長）が閉会のあいさつを述べ、同副会長の発声で、「全国町村長大会万歳」を三唱。1時20分に閉会した。

大会終了後の記者会見で、山本会長は、「国土面積の40%を私たちが町村が守っている、という決意を新たにしたい。今回付した提言書をこー読いただき、農山村の果たしている重要な役割とかけがえのない価値について理解と支援を賜りたい。」と述べ、報道関係者の協力を求めた。



会長あいさつ

課題を克服し町村自治の可能性を拓く



全国町村会長 山本文男

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、安倍内閣総理大臣、河野衆議院議長、角田参議院副議長、総務大臣代理・大野総務副大臣、川股全国町村議会議長会長、並びに国会議員の諸先生方には、政務ご多端の折、ご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、全国の町村長各位には、本大会のた

ターシップの下、地方自治の充実、地方分権改革に一層強力に取り組みられることを強く期待致します。

さて、6月7日、地方六団体は、「骨太方針2006」への反映と今後の地方分権改革を加速させるため、内閣と国会に対し税財政面での具体的方策を提言した「地方分権の推進に関する意見書」を提出しました。

しかるに、6月23日に示された政府・与党の「歳出歳入一体改革に向けた取り組み方針」の素案は、地方交付税の実質的な抑制や地方単独事業の削減など、地方の自主的な財政運営を著しく圧迫し、到底、看過、容認できない内容であったことから、地方六団体として一致結束して強くその修正を求めました。

その結果、7月7日に閣議決定された「骨太の方針」では地方交付税について、地方の財政収支の状況等を踏まえて適切に対処することとされるなど、地方の意見が相当程度反映されたものとなりました。折しも、来年度の予算編成、税制改正論議が本格化する時期ですが、私どもは、その動向を注視し、必要な活動を行っていかねばなりません。

現在、国会において、「地方分権改革推進法案」の審議がなされております。これは、国及び地方公共団体が、分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、自らの判断と責任において行政を運営することを基本理念として、「地方分権のための関係法令の一括した見直し」に向けた推進体制等を定めるものであります。これが成立すれば、地方分権改革は第二期に入り、確かな第一歩を踏み出すこととなります。

その早期成立を願うとともに、法案に盛り込まれた、「地方分権改革推進計画」の作成に

め遠路ご参集をいただき、心から感謝を申し上げます。

安倍内閣総理大臣は、「地方分権に向けた改革に終わりはなく、「地方にできることは地方に」との方針で、更に一層地方分権を推進し、真の地方の自立と責任を確立するための取り組みを行っていきたいとされております。

政府におかれては、安倍総理の強いリ

際しては地方との事前協議を行い、また、推進委員会の委員選任に当たっても地方の意見を反映させるなど、地方の参画のもとに施策の推進が図られる必要があります。

地方が、自己決定、自己責任の原則に基づき、多様で個性豊かな地域づくりを進めていくためには、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税などの一般財源が確保されなければなりません。

「三位一体改革」により、3兆円の税源移譲がなされましたが、今後、国・地方の税源配分の見直しを行って、地方税財源の充実強化が図られなければなりません。また、地方交付税についても、その名称を「地方共有税」に変更し、国の特別会計への直接繰り入れ等の見直しにより、地方固有の共有財源であることを明確にすべきであります。

政府は、国と地方の税収比を一对一となるように税源配分の見直しをして人口20万人以上の都市の半分程度が交付税の不交付団体となるようにしたいとのことであり、その際留意しなければならぬのは、総体として、地方税が増えても、その分、交付税が減り、税源に乏しい町村に一方的な寄せが来るのではないかと、ということであり、町村の財政運営に支障を生ずることのないよう、慎重な配慮が必要です。

また、人口と面積を算定の基礎とした新型交付税の導入がなされようとしています。総務省は、個々の団体ごとに試算・検証をされているようですが、財政規模の小さい町村は、たとえわずかな交付額の変動であっても、大きな影響を受けます。私は、新しい制度ができるたびに町村が犠牲になるのではないかという懸念を拭い去ることができません。

ん。これについても適切な配慮を望みたいと思います。

財政問題に関連して、公営企業金融公庫廃止後の新たな組織の設立についても、ここで申し上げておきたいと思えます。

去る、10月31日、地方六団体は、その制度設計案を取りまとめ、菅総務大臣に提出いたしました。上下水道や病院、道路整備など住民生活にとつて不可欠な社会資本整備のために長期・低利の資金を調達するという公営企業金融公庫の機能を引き継ぐため、全地方団体が出資して特別法に基づく「地方共同法人」を設立しようというのですが、その際、確固たる財務基盤を確立して市場の信認を得るためには、地方の負担によつて形成された引当金など現公庫の財務基盤を承継することが不可欠であります。

しかるに、地方への不信や無理解から、このような資産の承継を否定したり、新組織の設立そのものに疑義を呈することは、大変遺憾なことであります。政府の制度設計が、地方六団体の案を充分踏まえたものとなるよう強く望みたいと思えます。

全国の町村は、自然的、地理的条件等それぞれの特性に応じ、長い歴史が育んできた独自の文化を有しています。また、農山漁村地域は国土や自然環境の保全、食料の供給、水源かん養等、国民生活にとつて重要な役割を担い続けてきました。

そしてまた、我々町村長は、乏しい自主財源の中で種々やり繰りをしながら財政運営に努め、創意と工夫を凝らして、様々な行政課題に取り組み、活力と魅力ある地域づくりを目指し、懸命な努力を重ねてきました。

こうした中、いわゆる「平成の大合併」に

よつて、町村の数は、1,038となりました。私は、この大合併が何であったのかを検証しなければならぬと思っておりますが、現在もなお、「地方分権の推進に対応した市町村の体制整備及び確立」という目的の下で、都道府県の構想による新たな市町村合併が進められています。国土の多様性に応じて、大小さまざま多様な市町村が存在するというのが本来の自然な姿であります。市町村合併は、一律に人口規模で基準を設定して強制したり、財政措置があるからと、それに誘導されたりしてなされるべきものではありません。それぞれの地域の地理的特性や歩んできた歴史、社会的・経済的圏域としての一体性などを総合的に勘案し、将来への明確な展望を持つて、最終的には住民意思を集約して自主的になされるべきものであります。

このような動きに加え、全国の町村を取り巻く環境は、過疎化、少子高齢化の進展や、景気回復を実感できない地域経済の活力の低下など極めて厳しい状況にあつて、都市と農山村の地域間格差の拡大もまた進んでいます。

私たちは、こうしたさまざまな行政課題を克服し、地域の個性を最大限に発揮しながら、新たな分権時代に向けて町村自治の可能性を拓いていかなければなりません。

我々町村長は、これから力を合わせ、住民一人ひとりが誇りと愛着を持ち、この町や村に住んでよかつた実感できる町村の実現に向けて、全力を傾注して行くことではありません。

本大会が所期の成果を収めることができずよう、ご参集の皆様方の格別のご協力をお願いして、私のご挨拶と致します。

来賓あいさつ

「美しい国」づくりに向けて邁進を



内閣総理大臣 安倍 晋三

全国町村長大会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほどご挨拶をされました山本会長とは、確か6年前になりますか、当時私は自由民主党の社会保障政策の担当者であります社会部会長を務めておりましたが、介護保険制度の施行において、いかに円滑にこれをスタート

らの声も一番伝わりやすい行政の長ではないかな、こんなようにも思うわけであります。日ごろ地域住民の福利厚生の上と発展のために大変なご努力をしておられますことに、敬意を表する次第でございます。

私もは今日まで、構造改革を進めてまいりました。また私の内閣のおきましても、地方分権の推進を含めて、構造改革を進めてまいります。ではなぜ、この改革を進めなければならぬか。今や、世界はグローバルな世界になりました。つまりグローバル化が進む中におきまして、世界の競争に勝ち抜いていかなければ、残念ながら日本の未来はないという時代に入ってきたわけでございます。

そして少子高齢化が進んでいく中におきましては、今までの構造のままでは、やっていけなくなっていく。地方でできること、地方がやるべきことは、地方にお任せをしていく。このほうが、地域の住民にとっても目配りの効いたサービス、また効率的なサービスも可能になっていくということでございます。こうした構造改革を私はいくらも着実に進めてまいり考えてございます。

この地方分権の推進につきましても、地方分権改革推進法をただ今国会で議論をしていただいております。この国会におきまして、何としてもこの法律を成立させなければならぬ。そして、住民の皆様にとって、利益となる地方分権を進めてまいり所存であります。

私もこの改革を進めてまいりました結果、日本の経済は全国的には回復し、そして

させるか、ぜひ議論をしたことを思い出すわけであります。

町村長というのは、何と言っても住民に近い立場で行政を担っておられるわけでございます。つまり町村長の皆様の判断、これはすぐに住民の皆様の生活に影響が出てくる。そしてまたそれと同時に、多くの住民の皆様が

自律的な成長に乗ることができたわけでございますし、世界において力強い競争力を復活したと確信いたしております。しかしその中で、勝ち組負け組が固定しているのではないかと、あるいはまた都市と地方との不均衡の問題が指摘されております。私はまず、勝ち組と負け組が固定化されてはならないと考えています。頑張った人が、汗を流した人が報われる社会を創っていく。しかし、何回でも機会がある、チャンスがある、そういう社会を創ることによって、日本は活力を維持できる。そしてまた、日本に暮らす国民の皆様の生活はより豊かになっていく、未来は拓かれていく。このように確信いたしております。

そしてまた何と云っても、地方の活力なくして日本の活力はない、こう信じております。私は、「美しい日本」をつくっていきたい、この思いで内閣を組閣し、今、この「美しい国」に向けて邁進していきたくと決意したわけでありますが、「美しい国」とは、地域が美しいはずまいを持って、そこに住んでおられる方々が未来に希望を持てる国でなければならぬと思っております。

そのために、頑張る地方を応援していく、そのための新たな交付税の措置を行う「頑張る地方応援プログラム」も進めてまいりたいと思っております。自分の住んでいる地域に、どうやれば人口が増えていくか、新たな人たちが地域にやってくるか、そういうプランを考えたい所、場合によっては、他の地域から、あるいは海外からの投資を呼び込むために、色ん

なことをやっている、そういう地域・地方を応援していきたいと思うわけであります。

また時には、自分の住んでいる地域の良さは、その地域に住んでいる方々にとっては気付きにくい面もあるわけでありまして、そういうときには、「こんな素晴らしさがある」「ここを活かしていった方がいい」「こういうやり方がある」ということを国でアドバイスをしていく、そういうアドバイザー的な人をおいて、そういう試みをしようとする地域・地方を応援していきたい。しかし、かつてのように、国がメニューを決めて「ああしろ」「こうしろ」「こういう規格に当てはまっていなければダメですよ」ということは、やめなければならぬと思います。やはり地域の皆さんが一番地域のことを考えていて、地域の将来を一番心配しているわけでありまして、ですから国は、側面からアドバイス、支援をしていくという立場において、地方のやる気を応援してまいりたい。このように考えているところでございます。

繰り返しになりますが、地方の活力なくして国の活力なし。これが私の基本的な姿勢であります。今日、ご参集をいただきました全国からの町村長の皆様、また関係者の皆様、それぞれの地域で、それぞれの地域の個性と良さを活かして頑張っていたください。そして私たちも、しっかりと応援をしてまいりますことをお約束をいたしまして、私のご挨拶とさせていただきますと思います。ありがとうございました。



来賓あいさつ

行財政改革で健全な自治体運営を



衆議院議長 河野 洋平

らに合併を目指す町村もございまして、あるいはまた、自立の道を厳しくとも歩むと、決意を新たにしている町村もあるかと思ひます。いずれにせよ、少子高齢化、あるいは障害者の支援、医療サービス、こうした問題に皆様方は直面しておられます。こうした問題を克服するために、広域行政、あるいは事務の簡素化・効率化、都道府県との連携、こういった点について、色々と知恵を絞って

日頃から、地方自治の発展、住民自治の福祉のためにご努力をいたしておられます。町村長の皆様方に心から敬意を申し上げ、また、ただ今は、立派な大会宣言を採択されましたことに、心から敬意を表したいと存じます。申し上げるまでもなく、町村をとりまく状況は誠に厳しいものがございます。先ほどもお話がありましたように、2500を超える町村数は今や1000余りとなりました。さ

おられるに違いないと存じます。

そうした中で、地方の活力は確かに高まってきたと思ひますけれども、今年に入りまして、財政破綻に直面した自治体が判明をしております。厳しい状況に置かれているこうした自治体に対して、これをどう助けることができるのか。もちろん、自立・自助が何より大事ではありますけれども、こうした自治体の財政状況というものをどうやって救うことができるのか、その財政運営に対して、住民の不安は高まり続けているわけがございます。町村行政の責任者である皆様方には、色々お話がございましたように、地域の特性を活かし、地域の持つ文化・伝統、そういったものを大事にしながら、個性あるまちづくりを進めるとともに、更なる行政改革に取り組んで、財政状況をより健全に維持する努力というものが求められているわけがございます。

国会におきましても、昨日、衆議院におきましては、地方分権改革推進法ならびに道州制法案が本会議で可決成立をし、参議院に送られたところでございます。私どもは、衆参両院、国会の審議を通じまして、国と地方との関係、あるいは地方の自主性がよりよく尊重されるように、国と地方の役割分担の見直しでありますとか、権限の移譲等についてさらに討議を重ね、地方の自立と発展を推進していかなばならないと存じております。

どうか皆様方におかれましては、本大会を契機に、先ほどの大会宣言などを目標として、よりよい町政、村政を実現されるために、なお一段のご努力、ご尽力を心からお願ひ申し上げる次第でございます。

以上衆議院を代表して、本大会に対する心からのメッセージとさせていただきます。

来賓あいさつ

地方の意向を尊重した分権改革を



参議院副議長 角田 義一

本日ご列席の皆様におかれましては、地域住民の生活に密着した、最も身近な自治体である町村において、行政の最高責任者として、日夜、地方自治の発展と住民福祉の向上のために献身的な取組みをなされておりますことに、まずもって心から敬意を申し上げます次第であります。日頃の皆様方のご労苦に対し、深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

今日の地域社会を取り巻く状況は、都市部

と地方の経済の二極化、過疎化と少子・高齢化の同時進行等、対応が急がれる問題が山積いたしております。これらの課題に適切に対応していくため、地方が地域の実情に応じ、自らの裁量と責任で創意に満ちた政策を実施できる分権型社会の確立が求められてきたところであります。

しかしながら、これまでの分権改革では、地方の皆様の意向が十分に尊重されてこなかった面もあったのではないかと、私は指摘

せざるを得ません。現在、国会では、地方分権改革推進法案の審議が行われておりが、今後、第2次ともいふべき本格的な分権改革を推進するに当たりましては、地方の皆様の声をよく聞いて、その意向を十分に尊重していくことが何よりも重要だと考えております。

その中にありまして、特に税財政基盤の強化に向けた取組みを推進することは大事なことでありますけれども、合併を進めた町村はもとより、様々な事情で合併を行わず、自立の道を歩まざるを得なかった町村におかれましては、地域活性化のため、創意と工夫が発揮でき、自治体の自由度が高まるような施策の確立が求められております。

私は、はつきり申し上げまして、地域住民の生活を最もよく知るの、申すまでもなく皆様であると思います。したがって、まず国の基本方針は、今後の地方分権推進の鍵は、まさに皆様が握っておられるわけですから、町村長の皆様を心から信頼申し上げますということが、まず第一に肝要であろうと、私は思っております。そして、皆様を心から信頼を申し上げた上で、権限・財源の面におきまして、地方の自主性・独自性を担保する仕組みを本心に打ち立てることができるのかどうか、これが私は肝心要であると思っております。

国政の一翼を担う参議院といたしまして、真の分権改革の推進と地方自治の発展のため、引き続き、さらなる努力を傾けてまいりますことをお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、魅力あふれる活力に満ちた地域社会の創造と住民福祉の向上に向け、今後とも一層ご尽力くださいますことをお願い申し上げます。

おわりに、本日の大会のご成功と全国町村会のさらなるご発展、皆様のご健勝をご祈念申し上げます。参議院を代表してのご挨拶といたします。

来賓あいさつ

「強い地方」をつくるための取組みを



総務大臣代理 大野 松 茂
総務副大臣

全国町村長大会が開催されるに当たり、日頃から地方自治の発展のためご尽力いただいております皆様方に対し、心から敬意を表します。

さて、政府は、「地方自治の活力なくして国の活力なし」との考えの下、魅力ある「強い地方」をつくるため、国と地方の役割分担の見直しや国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等に取り組み、国と地方がそれぞれ責任をもって行政運営ができるよう地方分権を一層推進してまいります。その

ための推進体制等を規定する地方分権推進法案を今国会に提出しております。

また、平成19年度から、知恵と工夫にあふれた地方の実現に向けて、地場産品の発掘・ブランド化など、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」をスタートさせます。

地方財政については、歳出削減努力と併せ、安

定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保します。

また、人口と面積を基本として算定する新型交付税の制度や、再建法制の見直しについて、皆様とも意見交換をしつつ検討を進めてまいります。

地方税については、国から地方へ三兆円の税源移譲が実現したところですが、その円滑な実施に向け、国民に対する周知を図るとともに、引き続き地方分権を支える重要な財源であり、これを充実してまいります。

地方自治に対する国民の理解と信頼に支えられた分権社会を確立するためには、更なる改革が必要となります。各団体におかれましては、集中改革プランを着実に実施いただくとともに、8月に策定した地方行革新指針に基づき一層の行政改革に取り組みられるようお願いいたします。

消防防災については、緊急消防援助隊の増強や市町村の消防の広域化の推進等により、災害応急体制の強化を図るとともに、地域防災力の要である消防団員の確保を図るなど、消防防災体制の充実強化に努めてまいります。

また、先般の北朝鮮による弾道ミサイル発射事案・核実験実施事案を踏まえて、今後とも、総務省として正確な情報収集に努め、都道府県を通じて迅速に情報提供させていただきます。一方、警報伝達や住民の避難誘導等について定める市町村国民保護計画については、本年度中に作成していただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

今後とも皆様方と十分に連携を図りながら、諸課題の解決に全力で取り組む覚悟ですので、各位の一層のご奮闘、ご支援をお願いいたします。

最後に、皆様方ますますのご健勝とご活躍、地域社会の発展を祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。

来賓あいさつ

結束を強め町村の諸課題に対応



全国町村議会議長会会長 川股 博

全国の町村議会議長を代表して一言ご挨拶を申し上げます。はじめに、本日ご出席の町村長の皆様には、平素、町村行政の中枢にあつて、住民福祉の向上と地域の発展のため日夜献身的なご努力と情熱を傾けておられますことに、心から敬意と感謝を申し上げます次第であります。また、日頃から私も全国町村議会議長会に対し格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

げます。

「ご案内のように、分権改革は、私も町村が産業の停滞、後継者不足などといった地域活力が減退していく大変厳しい状況を打開するため、全国一律ではなく、それぞれの地域がそれぞれの実情に応じて主体的に施策を実施する体制づくりを構築することにあります。

期待を持って臨んだ三位一体の改革も、地方分権としては十分な成果を得られず、むしろ

る逆行するかの決着がなされ、分権改革は「未完の改革」とどまっているといわざるを得ません。地方にできることは地方が担い、責任を持ち、未来の創造に自由に挑戦できる環境と気概を地域にもたらず分権改革をさらに推進することが、新しい国のかたちとして求められていると考えます。

まずは、現在国会で審議されています「地方分権改革推進法案」が、速やかに制定され、分権改革が力強く踏み出せることを切望するものであります。

また、平成19年度に向けて町村税財源の確保も喫緊の課題であります。特に、現在総務省で検討されています新型交付税については、市町村における人口及び面積の大きな格差を考えると、その導入をめぐる、町村に大きな混乱をもたらすのではないかと懸念するところがあります。町村が困窮することのないよう、心ある施策を講じていただく必要があると考えております。

全国の町村では、これまで我が国の文化、伝統、自然、歴史を大切に受け継いで参りました。こうしたところに、市場の原理を導入し、歳出削減だけを求め、国の関与を残すのであれば、豊かな自治をつくるどころではありません。町村が元気にならなければ、「美しい国 日本」が元気になりません。

山本会長の強いリーダーシップと本日も集まりの皆様方全員の力の結集により、全国町村会の声が国政にしっかりと反映されることを願ってやみません。私も、今後とも、皆様方との結束を強め、町村が抱える諸課題に適切に対応して参りたいと考えております。終わりに、ご参集の皆様方のご健勝とご多幸を祈念し、私の祝辞とさせていただきます。

全国町村長大会来賓氏名

全国町村長大会には、次の国会議員（来賓あいさつをされた大臣等を除く）の先生方が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は243名（本人出席者71名）衆議院議員45名・参議院議員26名、代理出席者172名。衆議院議員120名・参議院議員52名）でした。来賓の方々のお名前は次のとおりです。（敬称略・順不同）

本人出席者

（衆議院議員）

（45名）

（小選挙区）

谷 公一兵庫	田 島一成滋賀	三ツ矢憲生三重	北村茂男石川	稲葉大和新潟	保坂 武山梨	小淵優子 "	谷津義男群馬	伊藤信太郎 "	西村明宏宮城	木村太郎青森	佐々木隆博 "	鉢呂吉雄北海道	（小選挙区）	山口俊一徳島	福田良彦山口	田野瀬良太郎奈良	河本三郎兵庫
岩國哲人南関東	渡部 篤 "	玉澤徳一郎 "	高橋千鶴子東北	逢坂誠二 "	今津 寛 "	飯島夕雁北海道	（比例）	嘉数知賢沖縄	森山 裕 "	徳田 毅鹿児島	武田良太 "	西川京子福岡	中谷 元高知	斉藤斗志二 "	岡本充功東海	長島忠美 "	高鳥修一北陸信越
伊達忠一北海道	（参議院議員）	（参議院議員）	廣津素子九州	小川淳也 "	石田祝稔四国	阿部俊子中国	吉井英勝 "	松浪健四郎 "	清水鴻一郎 "	北神圭朗 "	井澤京子近畿	土井真樹 "	杉田元司 "	末松信介兵庫	二之湯 智京都	山下英利滋賀	竹山 裕 "
（26名）	吉川春子 "	森元恒雄 "	魚住汎英比例	野村哲郎鹿児島	三浦一水熊本	吉村剛太郎 "	松山政司福岡	山本順三愛媛	山内俊夫 "	真鍋賢二香川	北岡秀二徳島	常田享詳鳥取	世耕弘成和歌山	末松信介兵庫	二之湯 智京都	山下英利滋賀	竹山 裕 "

代理出席者

（衆議院議員）

（120名）

（小選挙区）

山口泰明埼玉	福田康夫 "	笹川 堯 "	佐田玄一郎群馬	佐藤 勉栃木	梶山弘志 "	葉梨康弘 "	額賀福志郎茨城	渡部恒三 "	吉野正芳 "	亀岡偉民福島	御法川信英 "	野呂田芳成秋田	土井 亨宮城	小沢一郎 "	鈴木俊一岩手	大島理森 "	江渡聡徳 "	津島雄二青森	中川昭一 "	仲野博子北海道	（小選挙区）	野上浩太郎富山	森 ゆうこ新潟	狩野 安茨城	岸 宏一山形	金田勝年秋田
平野博文 "	川条志嘉大阪	中川正春三重	杉浦正健 "	伊藤忠彦 "	鈴木淳司 "	木村隆秀愛知	塩谷 立 "	原田令嗣静岡	金子一義 "	武藤容治 "	棚橋泰文岐阜	宮下一郎 "	羽田 孜 "	下条みつ長野	高木 毅 "	山本 拓 "	稲田朋美福井	宮腰光寛富山	菊田真紀子 "	近藤基彦新潟	堀内光雄山梨	井上信治 "	小池百合子東京	森 英介千葉	三ツ林隆志埼玉	
三原朝彦 "	麻生太郎 "	原田義昭福岡	山本有二 "	福井 照高知	山本公一愛媛	木村義雄 "	平井たくや香川	寺田 稔 "	中川秀直 "	河井克行 "	岸田文雄広島	村田吉隆 "	平沼赳夫岡山	竹下 亘 "	細田博之島根	石破 茂 "	赤澤亮正鳥取	二階俊博 "	石田真敏和歌山	奥野信亮 "	高市早苗奈良	渡海紀三朗 "	木挽 司 "	井上喜一兵庫	谷畑 孝大阪	



高木美智代	愛知和男	長崎幸太郎	鈴木馨祐	牧原秀樹	西川公也	二田孝治	田名部匡代	坂本剛二	吉川貴盛	松木謙公	鈴木宗男	(比例)	西銘恒三郎	小里泰弘	保岡興治	江藤拓	中山成彬	岩屋毅	衛藤征士郎	金子恭之	園田博之	松岡利勝	野田毅	久間章生	保利耕輔	今村雅弘	福岡資麿
"	東京都	"	南関東	"	北関東	"	"	東北	"	"	北海道	"	沖縄	"	鹿児島	"	宮崎	"	大分	"	"	熊本	"	長崎	"	"	佐賀
阿部正俊	市川一朗	愛知治郎	山崎力	田名部匡省	中川義雄	(参議院議員)	(52名)	林田彪	佐藤鍊	古賀一成	西本勝子	高井美穂	七条明	三谷光男	増原義剛	橋本岳	亀井久興	加藤勝信	山口壯	矢野隆司	藤井勇治	西博義	宇野治	平田耕一	伴野豊	鷲尾英一	若宮健嗣
山形	"	城	"	青森	北海道	"	"	"	九州	"	"	"	四国	"	"	"	"	中国	"	"	"	"	畿	"	海	北陸	東京都
青木幹雄	田村耕太郎	鶴保庸介	前川清成	荒井正吾	谷川秀善	北川イツセイ	西田吉宏	高橋千秋	芝博一	鈴木政二	坂本由紀子	羽田雄一郎	北沢俊美	松村龍二	岡田直樹	河合常則	小泉昭男	鈴木寛	椎名一保	倉田寛之	関口昌一	中曾根弘文	国井正幸	岡田広	和田ひろ子	太田豊秋	岩城光英
根	取	和歌山	"	奈良	"	大阪	都	"	三重	知	岡	"	野	井	山	川	川	東京	"	千葉	玉	馬	木	城	"	"	福島
渡辺秀央	橋本聖子	犬塚直史	(参議院議員)	小池百合子	小沢鋭仁	稲葉賢也	(衆議院議員)	"	"	松村祥史	西島英利	西岡武夫	中村博彦	小泉顕雄	神取忍	市田忠義	加治屋義人	小齐平敏	田浦直長	岩永浩美	広田一	田村公平	関谷勝嗣	小池正勝	岸信夫	溝手顕正	景山俊太郎
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	比例	鹿児島	崎	"	"	"	媛	島	"	"	"	根

宣 言



全国町村会副会長 富山県朝日町長
魚 津 龍 一

全国の町村は、自然的・地理的条件等それぞれの多様性に応じ、長い歴史が育んできた独自の文化があり、国土や自然環境の保全、食料の供給、水源かん養等、国民生活にとって重要な役割を担い続けてきた。

これまで我々は、それぞれの創意と工夫を凝らしながら、様々な行政課題に取り組み、活力と魅力ある地域づくりをめざし、懸命な努力を重ねてきた。

平成の大合併によって町村の数は大幅に減少したが、今なお、その国土面積は4割を超えており、今後ともこうした役割を果たし続けていくとともに、地域の個性を最大限に発揮しながら町村自治の可能性を拓いていかな

ければならない。

このためには、少子高齢化の進展や地域経済の停滞など厳しい状況を打破し、拡大する都市と農山漁村の地域間格差を解消するとともに、地域の実情に沿った個性溢れる行政を展開できるよう、地方分権改革の一層の推進と町村行財政基盤の強化をはかることが不可欠である。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとし、住民一人ひとりが誇りと愛着の持てる活力と個性溢れる町村の実現に向けて邁進することをここに誓う。

以上宣言する。



決 議



行政部会長 茨城県阿見町長 川田 弘二



財政副部会長 広島県安芸太田町長 佐々木清蔵



経済農林部会長 長野県川上村長 藤原 忠彦

- 一、地方分権改革の集中的かつ一体的な推進を期する
 - 一、道路特定財源の安定確保を期する
 - 一、少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策の推進を期する
 - 一、医療保険制度の一本化を期する
 - 一、農林漁業の振興と魅力あふれる農山漁村の実現を期する
 - 一、食料自給率の向上と食の安全・安心の確保を期する
 - 一、自然災害の復旧に対し万全を期する
 - 一、北朝鮮による拉致事件の早期解決を期する
 - 一、北方領土の早期返還と竹島の領土権の確立を期する
- 以上決議する。

緊急重点決議



全国町村会副会長 島根県斐川町長

本 田 恭 一

真の地方分権改革を推進するためには、地方六団体が提出した「地方分権の推進に関する意見書」に沿って、その内容を着実かつ速やかに実現することが緊要である。

また、地域間格差を解消し、町村が地域の特性に応じた自立的まちづくりを進めるためには、町村の財政基盤の充実・強化が不可欠である。

よって政府は、下記事項に十分留意し、その実現をはかるよう強く要請する。

記

1. 地方分権改革推進法案の速やかな成立を

はかるとともに、地方六団体意見書の内容を早期に具体化すること。

2. 町村の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。

3. 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、新型交付税の導入が町村の安定的財政運営に支障をきたすことのないようその算定方法には十分留意すること。

以上決議する。



大会司会者

(綾町長)、山田和歌山県会長(みなへ町長)。

右から菅野福島県会長(飯館村長)、前田宮崎県会長



大会議長団

(河合町長)、針ヶ谷群馬県会長(板倉町長)、上利山口県会長(秋芳町長)、藤井香川県会長(綾川町長)。

右から小野青森県会長(中泊町長)、岡井奈良県会長



閉会のあいさつ

出町長。

閉会のあいさつを述べる青木副会長(東京都日の

全国町村長大会要望

1、地方分権の推進

地方分権型社会の本格的な構築が求められている今日、地方公共団体は、自己決定、自己責任の幅を拡大し、創意・工夫に富んだ施策を展開し、住民が豊かさやゆとりを実感できる多様な个性的な地域社会をつくる重要な使命を担っている。

よって、国は地方分権の一層の推進に向け、内政の政策立案に地方が参画し、更なる分権改革を断行するべく、次の事項を実現されたい。

- 1、第一期改革を踏まえ、平成19年度以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「地方分権改革推進法（案）」の早期成立をはかること。
 - 2、「地方分権改革推進法（案）」成立後、国は地方分権改革に関する施策の推進にあたり、地方と密接に連携するとともに、地方の立地を尊重すること。
- そのためにも、地方の意見を反映させる仕組みを構築すること。
- 3、今後一層の事務・権限の移譲を推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定解除等まちづくりに関する土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であることから、権限の移譲を推進すること。

- 4、教育委員会や農業委員会などの各種行政委員会を任意に設置することが

できるよう措置規制を緩和すること。

- 5、市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

- 6、合併ができない・しない町村に対し、本会が提案した「市町村連合（仮称）」の創設を検討し、早急に具体化する

2、町村財政基盤の強化

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。このため、厳しい条件の下、自らも積極的に町村財政改革に取り組んでいるところである

が、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は地方分権を推進するとともに、町村財政基盤を強化するため、三位一体改革の真の理念に沿って、次の事項を実現されたい。

- 1、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、ま

ずは、国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目的に、次により、その充実強化をはかること。

ア、偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税を充実強化すること。

消費税と地方消費税の割合を4：1から2：5にすること。

所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乘せすること。

イ、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。

ウ、具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等について、併せて検討すること。

エ、平成19年に行われる所得税から個人住民税への税源移譲の実施にあたっては、国民の理解と信頼をより確かなものとするため、周知徹底をはかること。

(2) 個人住民税は、町村における負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的に充実するよう措置すること。その際、均等割の税率引き上げや諸控除の見直しを検討するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。

また、税負担の公平性や税収確保の観点から、公的年金等からの特別徴収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導入されている

ことを踏まえ、個人住民税においても早急を実施すること。

(3) 町村にとって重要な税源である法人住民税総額についてこれ確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかける分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合を適正化すること。

(4) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるように配慮すること。

特に、償却資産に係る評価額の最低限度について、現行の5%は堅持すること。

(5) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

(7) 軽自動車税の各種税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、一台当たりの税収入額が徴税費用を下回っている現状となっていることから、税率を大幅に引き上げること。

(8) 道路特定財源については、道路が

果たす役割や整備が遅れている町村道の現状を踏まえ、その所要財源を確保すること。

(9) いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策にかかる町村の財政負担を勘案し、町村財源の強化がはかられるようにすること。

(10) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(11) 非営利法人制度の改革にあたっては、自治会等の地縁団体に対する課税の取扱いについて、課税強化とならないようにすること。

(12) 公営企業金融公庫の廃止後の新たな組織については、全地方公共団体のために長期・低利の資金調達を行うという公益的機能を有することから、承継する既往資産を含め、所要の非課税措置を講じること。

(13) 被用者年金の一元化に伴い、地方公務員共済年金制度において、新たに公務員制度として設けることとされている仕組みについて、公務員の退職後の適当な生活の維持をはかるため、現行と同様の適切な措置を講じること。

(14) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

2、地方交付税の充実強化

(1) 地方交付税は地方の固有財源であ

り、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」(「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」に変更すること)。

(2) 地方交付税(地方共有税)は、国の一般会計を経由せず交付税特別会計に直接繰り入れること。

(3) 町村の安定的財政運営に必要な地方交付税(地方共有税)総額を確保すること。

また、税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い町村に対して、地方交付税(地方共有税)の財源調整財源保障を強化する必要があるため、個別町村においても、地方交付税(地方共有税)の所要額を必ず確保すること。

(4) 「新型交付税」を導入する場合には、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう、所要額を必ず確保すること。

(5) 地方交付税(地方共有税)制度について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえるとともに、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

なお、段階補正については、これ以上の縮減は行わないこと。

(6) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有

税(地方交付税)の法定率を引き上げること。

なお、特別加算や特別会計による借入れは行わないこと。

(7) 地方財政計画と決算の乖離に関しては、引き続き同時一体的に是正すること。

(8) 「中期地方財政ビジョン」について、地方6団体の参画を得て作成するとともに、策定に向けてのスケジュールを早期に提示すること。

(9) 今後の市町村分に係る留保財源率の見直しについては、町村財政の現況と課税客体に乏しく、人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

(10) 町村の公債費負担が増高していることに鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する算入率を適正に見直すこと。

3、国庫補助負担金の廃止(一般財源化)

(1) 国から地方への税源移譲に対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止するなどにより確実に措置すること。

(2) 国庫補助負担率をカットすることなどは単なる負担転嫁にすぎないので行うべきではなく、財政面における地方の自由度を高めるために、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)すること。そのため、国庫補助負担金の総件数を半減させることを当面の目標とすること。

4、地方債の充実改善

(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達能力が弱いことを踏まえ、良質な公的資金を安定的に確保すること。

(2) 上下水道、交通、病院等の公共施設整備が円滑に実施できるよう、公営企業金融公庫の廃止後においても、低利の資金を安定的に供給する共同債券発行機能を引き続き確保すること。

また、債券借換損失引当金及び公営企業健全化基金等の財務基盤について、新たな組織に全額を承継させること。

なお、これらを可能とするため、新たな法的枠組みを構築すること。

(3) 過疎地域の自立促進に向けた各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(4) 高利の公的資金にかかる地方債の繰上償還については、補償金の廃止を含めた大幅な減額措置を講じ、制度の改善をはかり、財政の健全性を確保すること。

5、第三セクター等の経営状況に鑑み、第三セクターに関する指針の改定を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

3、国・地方間の財政秩序の確立

地方分権一括法の実施により、自己決定・自己責任の原則の下、個性ある地域づくりにむけて創意工夫を発揮することを強く期待されているが、真の地方分権を実現するためには、地方税

財源の拡充強化及び国庫補助負担金の一般財源化等を積極的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、国庫補助負担金の廃止に伴い、従前と同一又は類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金を創設することは、敵に行わないこと。
- 2、国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、速やかに実態を把握し、完全解消すること。

また、補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

- 3、町村が負担する法令に基づかない負担金（法令外負担金）が、町村財政を圧迫し、町村が行う行財政改革の推進を阻害していることから、国が所管する関係団体の負担金等の削減について必要な措置を講じること。

4、情報通信技術(ＩＴ)の進展に対応した情報化施策の推進

ＩＴ新改革戦略の決定により、いつでも、どこでも、誰でもＩＴの恩恵を享受できる社会の実現に向け、各種の政策が進められている。

電子行政の推進は住民の利便性やサービスの向上、行政の効率化の観点から、町村にとっても重要な課題である。

- よって、国は町村の取組みに対し、次の事項を実現されたい。
- 1、住民基本台帳ネットワークシステムについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなる

よう適切な措置を講じること。

- 2、「総合行政ネットワーク」や「行政手続のオンライン化」にかかる基盤整備について、適切な措置を講じること。
- 3、町村の事務の効率化をはかるため国から提供される情報については電子データを活用すること。
- 4、住民の情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るため、ＩＴ活用住民生活向上対策を推進すること。
- 5、情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報通信拠点施設及びＣＡＴＶ等の高度情報通信基盤の重点的な整備を推進するとともに、民放テレビ放送視聴を解消すること。
- 6、地上デジタル放送について、国民の理解を得れるよう的確な広報を行うとともに、電波状況等により地域間格差が生じないよう配慮すること。
- 7、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の基盤と捉え、町村における地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に適切な措置を講じること。

5、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。多くの農山漁村を抱える町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を活

かした適切な役割を担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、国土形成計画法に基づく国土形成計画を作成する際には、国土の利用と保全について大きな役割を担う町村の意向に十分配慮し、広域地方計画協議会に町村を加えること。

また、整備が遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

- 2、災害に強い国土づくりのために、長期的視点に立って人口及び産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。
- 3、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限移譲を進めるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な措置を講じること。
- 4、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、農山漁村活性化対策並びに農林漁業振興対策等、各般の施策を総合的、計画的

に推進すること。

また、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

- 5、高規格幹線道路及び空港、新幹線等の高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的に推進すること。

また、整備新幹線については、国土の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

- 6、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を推進すること。

特に、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動通信、ＣＡＴＶ等の高度情報通信基盤の整備を推進する等適切な措置を講じること。

また、地上デジタル放送について、国民の理解を得られるよう的確な広報を行うとともに、電波状況等により地域間格差が生じないよう配慮すること。

- 7、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、港湾整備並びに海岸整備を推進すること。

6、環境保全対策の推進

循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重

大な問題となっている。

また、地球温暖化防止に係る国際的な動向を踏まえ、町村においても、温室効果ガスの削減のための効率的、効果的な取り組みが求められている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるように、国においては、次の事項を実現されたい。

1、廃棄物処理対策の改善強化
(1) 廃棄物処理施設整備計画を着実に推進すること。

また、廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講じること。
なお、ダイオキシン等の有害物質対策及びRDF施設の安全対策を推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制を確立すること。

また、硫酸ビッチ等の不法投棄防止のための対策を充実するとともに、不正軽油の製造を防止するための対策を強化すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講じること。

(4) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境影響等の実態調査を推進するとともに、環境整備対策を検討すること。

(5) 外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられている地

元町村に対して適切な措置を講じること。

(6) 根本的なごみの減量化をはかるため、環境保全を基本理念とした国民に対する教育を推進すること。

2、健全な循環型社会の構築

(1) 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の見直しにあたっては、次の事項について留意すること。

資源の有効活用及び有害物質への適切な対応をはかる観点から、ブラウン管型以外のテレビや電子レンジ等をはじめとする普及が著しい家電製品についても対象品目に追加すること。
増加している不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引き取り・リサイクルにかかる費用を製品販売時に徴収する仕組みに改めること。

不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう万全の措置を講じること。
不法投棄者に対し、罰則規定の強化など厳しく対応すること。

製造業者等が設置する指定引取場所を増設すること。
(2) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかることともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適切な見直しを行うこと。
また、リターナブルびんの普及等、

リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(3) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）の運用にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

(4) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組みよう強力に指導すること。

(5) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(6) リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

3、地球温暖化対策の推進
「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき町村が策定する「実行計画」に基づく温室効果ガスの削減目標を確実に達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。

4、アスベスト問題に係る対策の強化
隙間のない健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するための対応、国民の有する不安への対応について定めた「アスベスト問題に係る総合対策」を強化し、国民の安全と安心を確保するために万全の措置を講じること。

7、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地か

ら、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等、当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、地域活性化事業を充実すること。

また、町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。

2、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備及び有効活用を促進するとともに、住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

3、農山漁村地域が果たしている公益的役割に鑑み、後継者の育成及び雇用を確保するため、農山漁村地域活性化対策を推進すること。

また、地域材の利用を促進するとともに、適切な措置を講じること。

4、地域経済活性化対策を推進するとともに、適切な措置を講じること。
また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。

5、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・協力事業及び在日外国人に関する対策等について適切な措置を講じること。

6、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物

処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるので、地域の実態に即した適切な措置を講じること。

8、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、地域保健の充実
- (1) 母子保健事業について適切な措置を講じること。
- (2) 保健師、助産師、栄養士等の養成、確保をはかること。

- 2、地域医療体制の充実
- (1) 自治体病院の産婦人科医及び小児科医等の医師確保対策をはかるとともに、経営健全化対策を講じること。
- (2) 看護職員の養成、確保をはかること。

- 3、へき地保健医療対策の充実
- へき地診療所等の安定的運営のため、医師及び看護師等の養成、確保をはかるとともに、医師標欠及び看護師の配置基準にかかる診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置を講じること。
- 4、救急医療体制の体系的な整備を推進すること。

9、少子化社会対策の推進

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が過去最

低を更新し、少子化傾向はきわめて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、社会的影響として少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力が低下衰退し、経済的影響として生産年齢人口や労働力人口の減少、消費支出の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、更に社会保障負担に対する現役世帯の負担の増大が懸念される。

今後、少子化対策として多様かつ柔軟な保育サービス、子育て世帯に対する経済的支援の充実、働き方の見直し、男女共同参画の推進、若者の就労支援等の自立促進など総合的な対策を講じること。

- 1、多様かつ柔軟な保育サービスを推進すること。
- 2、子育て世帯に対する経済的支援を充実すること。
- 3、男性の子育て参加の促進、仕事と家庭の両立等働き方の見直しをはかること。
- 4、男女共同参画社会づくりを推進すること。
- 5、若者の就労支援等の自立促進をはかること。

10、障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、新障害者プランを着実に推進すること。
- 2、障害者の社会参加を推進すること。
- 3、障害者の自立支援を目的とした各種福祉サービスの充実をはかること。
- 4、新制度における利用者負担については、低所得者に対し、十分配慮すること。

11、老人保健福祉対策の推進及び介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は国民の間に定着しつつある一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスを受けられるよう制度の更なる充実を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 1、保険者について
市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。
- 2、保険料について
(1) 保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

- (2) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。
- 3、財政調整について

- (1) 国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。
- (2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。
- 4、要介護認定について

- (1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。
- (2) 認定審査会については地域の実情に応じた審査体制の整備をはかること。

- 5、介護報酬等について
(1) 訪問介護の給付については、身体介護と生活援助の二類型設定となっているが、これを一本化するなど、実態に即した見直しをはかること。
- (2) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。
- (3) 介護保険施設の住居費等の徴収については低所得者に十分配慮すること。
- (4) 福祉用具の貸与については、品目の選定・利用に関する適切な情報提供を行うとともに、利用者が希望する場合は購入可能とすること。

- 6、家族介護に対する評価について
(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の2分の1要件は削除すること。

7、サービス提供事業体等について
(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、適切な措置を講ずること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。
8、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め適切な措置を講ずること。

(2) 介護療養型医療施設の廃止に伴う老人保健施設等への転換については現場に混乱が生じることの無いよう地域の実情に十分に配慮した必要な措置を講ずること。

(3) 介護保険施設については、町村が必要とする事業に対する地方債及び地方交付税による万全の措置を講ずること。

(4) 身体障害者更正施設等入所者で障害者施策の住所地特例が適用されている者が引き続き介護保険施設に入所する場合は、当該施設に措置した市町村が保険者となる住所地特例を適用すること。

9、その他
(1) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を十分に行うこと。

(2) 高齢者が可能な限り自立可能となるよう、地域支援事業等の推進をかけること。

ること。

(3) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

(4) 認知症の高齢者に対する総合的対策を推進すること。

12、医療保険制度の一本化の実現等

1、医療保険制度の一本化の実現
市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は医療費の増高等により年々保険料(税)が高額化し、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達している。

国民皆保険制度を堅持し、我が国社会の安定を確保するためには医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、国保と被用者保険との一本化が必要である。

その前段として、本年成立した健康保険法の一部を改正する法律にあるように、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合を着実に推進するとともに財政安定化支援事業等による国保財政基盤の強化をはかること。

また、後期高齢者医療制度を広域連合が運営するとされているが、その設立及びその後の運営について十分支援すること。

2、合理的な医療費に関する方策

(1) 療養病床の再編にあたっては、現場に混乱が生じることの無いよう地域の実情に十分に配慮した必要な経過措置を設けること。

(2) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。

(3) 薬価及び保険医療材料価格を適正化すること。

(4) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。

(5) レセプト審査を適正化するとともに、レセプト及びカルテの電子化を推進すること。

(6) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(7) 低所得者対策については制度外で実施するなど十分に配慮すること。

(8) 生活習慣病対策を推進するとともに、市町村保健事業を支援すること。

13、義務教育の充実改善

我が国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現されたこと。

1、教育行政は自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うための権限及び財源を地方に移譲すること。

2、教育委員会については、それぞれの地域の実情に応じて任意に設置することができるよう措置規制を緩和すること。

こと。

3、義務教育施設等整備事業については、国庫補助金を廃止し税源移譲を行うとともに、町村が必要とする事業に対し万全の措置を講ずること。

4、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

14、青少年の健全育成対策の強化

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校及び地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現されたこと。

1、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

2、学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化、その他、児童・生徒を健全に育てるための道徳教育を一層推進すること。

3、特に最近の青少年による凶悪事件の頻発に鑑み、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

15、生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心ゆとりと潤いのある生涯を送れるよう、それぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたこと。